

児童扶養手当現況届 (平成 年分)

1 証書番号	第 号	2 氏名	3 住所	4 職業又は勤務先名	5 勤務先所在地
		(歳)	() TEL		TEL

6 支 払 金融機関	7 健康保険 加入状況	8 税等の 被扶養控除
	本人(国保・ 社保)= (1) 被保険者 (2) 被扶養者 (親・ 前夫・ その他 ()) 児童(国保・ 社保)= (1) 被保険者 (2) 被扶養者 (母・ 父・ その他 ())	本人= 無・ 有 (親の扶養・ 前夫の扶養・ その他 ()) 児童= 無・ 有 (母の扶養・ 父の扶養・ その他 ())

9	フ 児 リ 童 ガ の 氏 名	宛 続 名 コ 柄 コー ド	生 年 月 日 年 月 日 齢	同居・別居の別	受 給 理 由	入所施設名 在学学校等名 勤務先(職業)名	障 害 の 有 無	身 体 障 害 者 手 帳 等 の 名 称、 障 害 等 級 及 び 番 号	再 診
本 おの 年け状 8る況 月対 1象 日に児 童							有・無		
							有・無		
							有・無		
							有・無		

10	氏 名	身体傷害者手帳の 番号及び障害等級	父の職業又は 勤務先名	11 父・母が 拘禁されて いる場合	氏 名	拘禁終了 予定年月日
父つ のい 障て 害に	父の障害を 事由とする 公的年金の 受給状況	1 受けることができない 2 支給停止 3 受けることができる } (種類: 基礎年金番号・年金コード:)	9 に記 載 の 児 童 支 給 的 支 給 算 対 象	1 なっていない 2 なっている		

12 父又は母の死亡に関し23に記載した児童が 受けることができる公的年金又は遺族補償の受給状況	13 受給者の公的年金受給状況	14 同居又は 生計を共にする 世帯分離者
1 受けることができる } 種類 () 2 支給停止 } 基礎年金番号・年金コード () 3 受けることができない	1 受けることができる } 種類 () 2 支給停止 } 基礎年金番号・年金コード () 3 受けることができない	1 いない 2 いる { (世帯主の名前: (あなたとの関係(続柄等):)

15 生 計方 維持	住 居	就 労 状 況	親 援 助 族 助 から の
	持ち家・実家・借家・アパート・ 公営・公団・母子生活支援施設・社宅 名義人又は賃借人 本人・氏名:() 続柄:() 家賃 (月 円)	1 仕事についている (年 月から勤務) (総収入月 円) 2 生活保護を受けている (年 月から) 3 無 職 (生活維持の方法は:)	有・無 (月 円)又は生活費全部・食糧・衣服・日用雑貨 氏名: 住所: あなたとの関係:

平成 年 分 所 得	氏 名	所 得 申 告	20 控除対象 扶養親族 の合計数 (1)老人 控除対象 扶養親族 の合計数 (2)特定 扶養親族 の数	21 11以外 の日に 受給した 児童	所 得 額			控 除							30 控除後の 所得額	所得制限限度額		
					22 児童扶 養手当 法第4条 第1項 による 所得額	23 児童扶 養手当 法第3条 に定める 金額等 の額	合計 A+B	24 障害者 控 除	25 25 老年 者、寡婦 の特例 (請求者 が母の 場合は 控除し ない)寡 夫、勤 労学生 控除	26 雑損 控除	27 医療 費 控 除	28 小規模 企業 共済等 掛金 控除	29 配 偶 者 特 別 控 除	児童扶 養手 当法 第4 条第 1項 による 免除		全部 支給	一部 支給	
16 受給者		無 有	人 (人) 人	人		母 児童	母(A) 児童(B)		障 特 人 人	老 寡 特 勤								
17 孤児等 の養育 者		無 有	人 (人)	人					障 特 人 人	老 寡 特 勤								
18 配偶者		無 有	人 (人)						障 特 人 人	老 寡 勤								
19 扶 養 義務者		無 有	人 (人)						障 特 人 人	老 寡 特 勤								

上記のとおり、相違なく現況を届け出ます。 平成 年 月 日 会津若松市長	氏 名 _____ (印)	添付書類 1 世帯の全員の住民票の写し 2 別居監護申立書・証明 3 養育申立書・証明 4 生死不明証明書 5 遺棄申立書・証明 6 拘禁の証明書 7 戸籍の謄本又は抄本 8 前住地の所得証明書 9 養育費等に関する申告書 10 その他 ()
--	---------------	--

審 査	本年又は前年の 被災の有無	有(平成 年 月)日 無	支給停止の 状 況	前 年 度	備 考
				支給 ・ 一部停止 ・ 全部停止	
				今 年 度	
				支給 ・ 一部停止 ・ 全部停止	

注意

- 1 この届けは、毎年8月1日から8月31日までの間に出して下さい。この期間中に出さないと手当の支払いが差し止められることがあります。
- 2 9の欄の「受給理由」には、次のイからチまでの中から該当する事項を選び、その符号を記入して下さい。
 - イ 父母が婚姻を解消した。
 - ロ 父が死亡した。
 - ハ 父が児童扶養手当法施行令別表第2に定める程度の障害の状態にある。
 - ニ 父の生死が明らかでない。
 - ホ 父が引き続き1年以上遺棄している。
 - ヘ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
 - ト 母が婚姻によらないで懐胎した。
 - チ その他
- 3 9の欄の「身体障害者手帳等の名称、障害等級及び番号」には、その児童が障害の状態にあることにより身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている場合には、その名称、その手帳に記載されている障害等級及び番号を記入して下さい。
- 4 10の欄は、9の欄の「受給理由」にハと記入した方だけが記入して下さい。公的年金の種類には、右の「公的年金の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入して下さい。
- 5 10、12及び13の欄の「受けることができる」には、現に受けているとき、申請中及び請求すれば支給されるのに請求しないで、まだ受けていない場合をいいます。
- 6 12の欄は、対象児童が公的年金若しくは遺族補償を受けることができるか又はその支給が停止されているときは、右の「公的年金の種類」又は「遺族補償の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入して下さい。また、その支給が停止されているときは、その期間も記入して下さい。
- 7 13の欄の公的年金の種類には、右の「公的年金の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入して下さい。また、その支給が停止されているときは、その期間も記入して下さい。
- 8 19の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入して下さい。
- 9 20の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族（「扶養親族等」といいます。）の合計数を記入してください。なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
 - (1) 受給者については、イに老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、ロに特定扶養親族の数を記入して下さい。
 - (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入して下さい。
- 10 21の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 11 22の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び商品先物取引に係る雑所得等の合計額を記入して下さい。
- 12 23の欄は、請求者が母である場合には、その監護する児童の父から対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入し、その金額の8割（1円未満四捨五入）の額を記入して下さい。
- 13 24の欄は、あなた又は扶養親族等について該当する人の数を記入し、16の欄はあなたが該当するときに、該当する文字を で囲んで下さい。
- 14 25の欄は、請求者が母である場合には、寡婦控除、寡婦控除特別加算は控除しません。

この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いて下さい。

公 的 年 金 の 種 類	イ 老齢福祉年金 ロ イ以外の国民年金 ハ 厚生年金保険の年金 ニ 船員保険の年金 ホ 恩給 ヘ 国家公務員共済組合の年金 ト 条例による地方公務員の年金 チ 地方公務員等共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は旧市町村職員共済組合の年金 リ 日本私立学校振興・共済事業団の年金 ヌ 農林漁業団体職員共済組合の年金 ル 国会議員互助年金 ヲ 日本製鉄八幡共済組合の年金 ワ 執行官の恩給 カ 旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金 コ 戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金 ク 未帰還者の留守家族手当又は特別手当 ケ 労働者災害補償保険の年金 コ 国家公務員災害補償制度の年金 セ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金 ネ 地方公務員災害補償制度の年金
遺 族 補 償 の 種 類	イ 労働基準法による遺族補償 ロ 国会職員法による災害補償 ハ 船員法による遺族手当 ニ 災害救助法による遺族扶助金 ホ 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による遺族補償 ヘ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付 ト 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付 チ 証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付

添付書類

- 1 本年の1月2日以降現住所に転入された方は、20から30までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出して下さい。
- 2 あなたと対象児童の属する世帯の全員の住民票の写しを添えて出して下さい。
- 3 あなたが対象児童と同居していない母のときは、当該児童を監護していることを明らかにすることができる書類を添えて出して下さい。
- 4 あなたが養育者のときは、あなたが対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類を添えて出して下さい。
- 5 あなたが児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）の養育者であるときは、次の書類を添えて出して下さい。
 - イ 父又は母が死亡しているときは、当該父又は母の戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（ただし既にその書類を出しているときは必要ありません。）
 - ロ 父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類
 - ハ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類
 - ニ 父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本
- 6 9の欄の「受給理由」にニ、ホ又はへと記入した方は、その事実を明らかにすることができる書類を添えて出して下さい。
- 7 9の欄の「受給理由」にチと記入した方は、対象児童の戸籍の謄本又は抄本を添えて出して下さい。